

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「暦年」を「年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」に改め、「第5項、第11条第3項及び第15条第3項を除き、以下同じ。」を削り、同条第2項中「年の中途」を「年度の中途」に、「休職発令の年」を「休職発令の年度」に改め、同条第4項中「その年」を「その年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

第17条第2項中「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）」を削る。

別表第1中	「	1月	4月	に改める。
		2月	5月	
		3月	6月	
		4月	7月	
		5月	8月	
		6月	9月	
		7月	10月	
		8月	11月	
		9月	12月	
		10月	1月	
		11月	2月	
		12月	3月	
	」			

別表第2種類の欄及び備考2中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改め、同表備考3中「ボランティア休暇、出生サポート休暇、子の看護等休暇、家族看護休暇及

び短期の介護休暇の項中「1年につき」とあるのは「1会計年度につき」と、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表第2種類の欄及び備考2の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和9年3月31日に在職する職員の令和8年に付与され、この条例による改正前の藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第9条第4項の規定により令和9年に繰り越された年次休暇のうち同年3月31日までに費消しなかった日数にあつては、この条例による改正後の勤務時間条例第9条第4項の規定にかかわらず、令和9年度に限り受けることができる。

3 令和9年3月31日に在職する職員の令和9年に付与された年次休暇のうち同年12月31日までに費消しなかった日数にあつては、この条例による改正後の勤務時間条例第9条第4項の規定にかかわらず、令和10年度に限り繰り越すことができる。

4 令和9年3月31日に在職する職員の令和9年度の年次休暇は、この条例による改正後の勤務時間条例第9条第1項の規定にかかわらず、5日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で別に定める日数）とする。

提案理由

この条例を提出したのは、休暇を取得することに対する職員の心理的なハードルを下げるため休暇の名称を変更し、及び暦年で管理している休暇を年度管理するため年次休暇等の付与基準日を変更することに伴い、所要の改正をする必要による。